令和３年度
第 10 回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和３年度１０回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和４年１月２８日（金）　　１３時２７分開会
　　１３時５５分閉会

開催場所　　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１２名　欠席委員８名）

１番	平沖道徳	出席	
２番	宮澤徳夫	欠席	
３番	三溝健雄	出席	議事録署名委員
４番	登坂英樹	出席	議事録署名委員
５番	平岡　博	出席	
６番	今　鉄雅	出席	
７番	片桐好英	出席	
８番	樋口　司	欠席	
９番	川端智之	出席	
１０番	田村正司	出席	
１１番	遠藤義博	欠席	
１２番	鈴木弘樹	出席	
１３番	清水利一	出席	
１４番	平岡日出男	出席	
１５番	黒澤譲治	欠席	
１６番	藤田勝久	欠席	
１７番	中村由美子	欠席	
１８番	山形繁雄	欠席	
１９番	高橋　正	欠席	
２０番	長島信行	出席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	森　周一
管理課長	田中康仁
企画振興係長	小野美幸
農地係長	上田創一
農地係主事	松川　裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について（農地法第 3 条の 3 届出）
　　報告第２号　専決処分の報告について
　　（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　農地法第 3 条の規定による許可申請について
　　議案第２号　令和 3 年度第 8 号農用地利用集積計画の決定について
　　議案第３号　千歳農業振興地域整備計画変更（案）について
日程第７　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　定刻前ではございますが、出席される委員の皆様がお揃いになりましたので、ただ今から、令和３年度第10回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、まん延防止等重点措置を踏まえ、新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の拡大防止に向けた対応として、出席委員を減じて開催することしております。

委員20名中、12名が出席しており、会議は成立いたしました。

会議の開催にあたり、会長からご挨拶があります。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　皆様、今年もよろしくお願いいたします。

本来であれば20人全員参加での総会なのですが、ｺﾛﾅ禍ということで、昨年に引き続き、このような体制で会議を開催したいと思います。委員の皆様におかれましては、今後もこのような形になると思いますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。それでは、ただいまから会議を始めます。

＜日程第３　議事録署名委員の指名＞

議　　長　　日程第3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第13条により、3番、三溝委員、4番、登坂委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程第4、諸般の報告を行います。

事務局より説明願います。

事　務　局　　令和３年度第９回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料のとおりであります。

事務局からは、以上です。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）】

議　　長　　次に日程第 5、報告の部に入ります。（13：28）
初めに報告第 1 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 1 号について、ご説明申し上げます。
議案書 1ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第 3 条の 3 の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 3 条の 3 の規定による届出は 2 件で、土地の所在等は、議案書 1ﾍﾟｰｼﾞから 2ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
なお、整理番号 14 の被相続人は△△△△さん、整理番号 15 の被相続人は△△△△さんであります。
以上、報告第 1 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済といたします。

【報告第２号　専決処分の報告について（農地法第１８条第６項合意解約の通知）】

議　　長　　次に報告第 2 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 2 号について、ご説明申し上げます。
議案書 3ﾍﾟｰｼﾞをお開きください

農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の合意解約は6件で、土地の所在等は、議案書3ﾍﾟｰｼﾞから4ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。議案書3ﾍﾟｰｼﾞの整理番号12から、議案書4ﾍﾟｰｼﾞの整理番号14につきましては、経営移譲のため解約する案件であり、整理番号15・16につきましては、借主を変更するために解約する案件になります。

これらにつきましては、後ほど、借主を変更した上で議案第2号農用地利用集積計画の決定に基づく賃貸借案件としてお諮りする予定であります。また、整理番号17につきましては、今後は、所有者が自ら利用すると伺っております。

以上、報告第2号について、ご説明申し上げました。

事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第2号を報告済といたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に日程第6、協議の部に入ります。（13：31）

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第1号について、ご説明申し上げます。

議案書5ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。

今月の農地法第3条の許可申請は、使用貸借権設定が1件です。

当日配布資料の1ﾍﾟｰｼﾞに、議案第1号資料として、地番図を添

付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
　整理番号 16 は、幌加の△△△△さんが、後継者である△△△△さんに経営移譲する案件です。
　土地の所在等につきましては、議案書 5ﾍﾟｰｼﾞ及び 6ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
　整理番号 16 は、調査書により確認した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
　以上、整理番号 16 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第２号　令和３年度第８号農用地利用集積計画の決定について】

議　　長　　次に、議案第 2 号、令和 3 年度第 8 号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
　まず、整理番号、利 60 から利 89 について、事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 2 号について、ご説明申し上げます。
　議案書 7ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
　農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求めます。
　当日配布資料の 2ﾍﾟｰｼﾞから 28ﾍﾟｰｼﾞに議案第 2 号資料として地番図、営農計画書を添付しておりますので、説明と合わせてご確

認願います。
今月の案件は、利用権設定が 34 件になります。
土地の所在等は議案書のとおりです。
はじめに、議案書 7ﾍﾟｰｼﾞから 9ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号利 60 から利 71 までは、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。
次に、議案書 10ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号利 72 は、利用集積計画で設定された賃貸借契約における、道央農業振興公社と耕作者の期間満了により、借主を変更して賃貸借契約を結ぶ案件になります。
次に、議案書 10 ページ及び 11 ページ、整理番号利 73 から利 78 までは、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。
次に、議案書 11ﾍﾟｰｼﾞ及び 12ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号利 79 から利 81 までは、報告第 2 号、整理番号 12 から 14 で解約のあった農地を、借主を変更して賃貸借する経営移譲案件になります。
次に、議案書 12ﾍﾟｰｼﾞ及び 13ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号利 82 から利 89 までは、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。
これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上、整理番号利 60 から利 89 までについて、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

次に、整理番号利 90 から利 93 を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　それでは、議案書 13ﾍﾟｰｼﾞから 14ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号利 90 から利 93 までは、新規就農案件になります。
議案書 13ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号利 90･91 は新規の賃貸借契約であり、議案書 14ﾍﾟｰｼﾞ整理番号利 92・93 は報告第 2 号整理番号 15・16 で合意解約した農地の賃貸借契約であります。
また、当日配布資料 21ﾍﾟｰｼﾞから 28ﾍﾟｰｼﾞに、議案第 2 号資料として営農計画書を配布しております。
この新規就農者について簡単にご説明いたしますと、令和元年から公益財団法人道央農業振興公社の公社研修生であり、本年 3 月で、3 年間の研修を終了することから、根志越地区の農地を借り受け、今年の 4 月から営農を予定しております。
営農類型は、ﾐﾆﾄﾏﾄを主とした施設野菜の栽培をﾒｲﾝに、ﾆﾝｼﾞﾝ･ｶﾎﾞﾁｬなどの露地野菜も栽培していきます。
労働力は、本人と配偶者の 2 人であり、配偶者も、本年 3 月、△△さんと同時に、公社の研修を修了する公社研修生であります。
これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上、整理番号利 90 から利 93 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農地小委員会を開催しておりますので、審議内容を報告願います。

登 坂 委 員　　本日、宮澤委員長が欠席のため、当日の出席者を代表して、私のほうからご報告いたします。
1 月 13 日に、令和 3 年度第 3 回農地小委員会を開催し、議案第 2 号、整理番号利 90 から 93 に係る新規就農者の権利取得について審議を行ったので報告します。
当案件については、新規就農を希望する△△△△さんから、営農を始めるきっかけや営農計画について説明を受けたあと、質疑を行いました。
△△さんは公社圃場と、釜加の△△農園で合わせて 3 年間の研修で経験を積んでおり、就農にあたっての経験・知識を習得されていると判断しました。
また、営農計画が適当であり、本人の営農への意欲も十分に感

じられたことから、本案件を適当と認め、総会に諮ることで意見を集約しております。
　私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

平岡日出男委員　　結構な額の借り入れになるかと思いますが、営農計画的には問題ないと考えてよろしいのでしょうか。

事　務　局　　こちらに記載があります、次世代人材投資資金は、以前、準備型と就農型で年□□円の支援が受けられる事業がありましたが、その事業名が変わったものであります。現在、詳細が決まっていないため、支援が受けられるか確定したものではありませんが、確定したら、この額を申し込む予定です。次の青年等就農資金は新規就農者向けの融資で無利子の融資を受けられるものです。
　JAﾘｰｽ事業は、JAに出荷することを条件とする、融資となります。以上のように事業費は大きいですが、補助金などから、負担する額が軽減されるため、問題ないものと考えております。

平岡日出男委員　　分かりました。

議　　長　　ほかにございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第３号　千歳農業振興地域整備計画変更（案）の公告ついて】

議　　長　　次に、議案第 3 号、千歳農業振興地域整備計画変更（案）の公告についてを議題といたします。
　事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 3 号について、ご説明申し上げます。
　議案書 15ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
　千歳農業振興地域整備計画の変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、千歳市長から意見を求められたので、審議意見を求めます。
　今回の変更点は、幌加地区における農家住宅建築のため農用地区域内農業用施設用地からの除外するものであります。
　なお、本議案が可決された場合、2 月総会で転用許可申請についてご審議いただく予定となっております。
　議案書 16ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。当該変更計画の縦覧等について記載されております。縦覧期間について空欄となっておりますが、当委員会を含め関係団体からの意見聴取の回答後に公告手続きが開始されることから、現在、このようになっております。予定では 2 月上旬に縦覧開始と聞いており、縦覧期間は 30 日間です。
　次に議案書 17ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。土地の所在等は議案書のとおりです。
　最後に、議案書 18ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。農用地区域内農業用施設用地から除外する手続は、当ﾍﾟｰｼﾞに示す箇所であります。
　以上、議案第 3 号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この変更（案）に意義のない委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この変更（案）に対し意義のない旨、回答いたします。

これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（発言なし）

議　　長　　それでは、その他として事務局からの報告をお願いします。

事　務　局　　※事務局より次の事項について、報告があった。
資料1　令和5年度農業政策と予算に関する要望意見について
資料2-1～2　総会開催日程の変更について

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。（13：55　閉会）